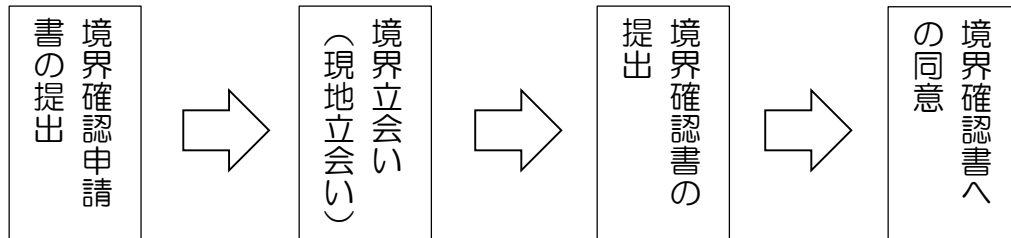


## 官民境界を確認したい方へ

### ○ 全体の流れ



### ○ お願い事項について

1. 現地の仮測量を実施して下さい。(申請地等の地積確認等のため)
2. 境界立会い日の1週間前までに、現地の仮測量結果をもとに、町と事前打合せを実施して下さい。
3. 境界立会いの際、出席者名簿を作成し、その写しを町へ提出して下さい。
4. 境界立会い終了後、境界確認書を作成し、町へ1部提出して下さい。

### ○ 境界確認書について

1. 境界確認書に、次の①～④と同等の内容を記載して下さい。
  - ① 境界を確認し合意する。

(例) 申請地と公共用財産との境界を確認するにつき、別添実測図のとおり表示された境界を確認し、合意する。
  - ② 利害関係者に写しの交付を同意する。

(例) 本書の申請地、隣接地に直接利害関係を有する者に本書を閲覧させ、また、本書の写しを交付することには同意する。
  - ③ 相続人・共有者を代表し合意し、問題等が発生した場合は、責任を持って解決する。

(例) 下記土地の相続人代表及び共有者代表が確認する場合は、他の相続人及び共有者を代表して確認するものであり、他の相続人及び共有者から問題等が発生した時は、その者の責任において、すべて解決、処理するものとする。
  - ④ 所有権が移転されても、確認書の内容を承継する。

(例) 申請地及び隣接地の所有権が移転されても、本確認書の内容を承継するものとする。

2. 利害関係者のサイン・押印を頂く予定の境界確認書（案）を事前に提出頂き、内容調整後に利害関係者にサイン・押印を頂いて下さい。
3. 設置した境界標及び引照点の写真を境界確認書に添付して下さい。
4. さい。

#### ○縄生地区の農地の境界立会について

縄生地区の農地の境界立会を行う際は、縄生地区農家組合長が同席しますので、境界確認書に縄生地区農家組合長欄を設けて下さい。縄生地区農家組合長との日程調整は、町にて行います。

※自治区長は不要です。